

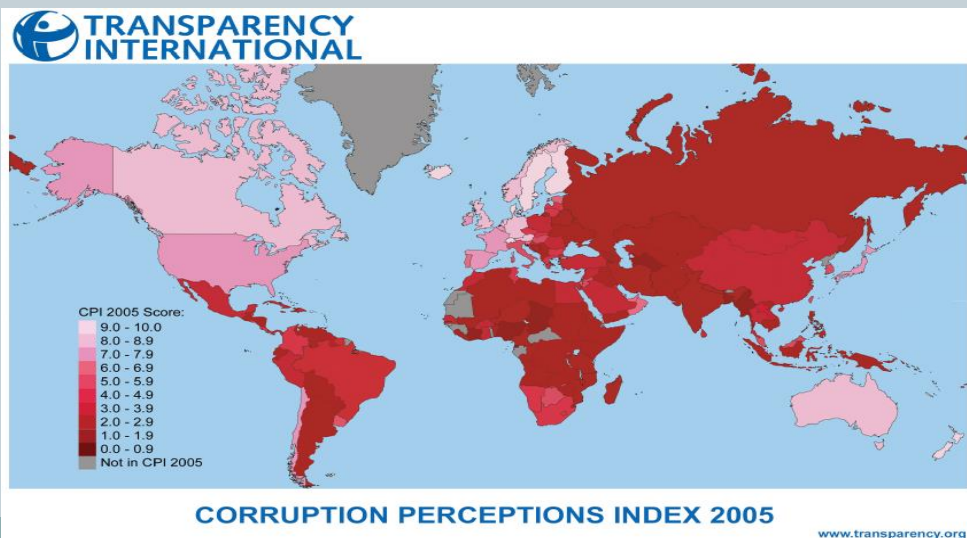
# インドネシアの法令： 汚職と贈賄

ジャカルタジャパンクラブミーティング  
汚職撲滅委員会 (KPK)  
2014年9月

# インドネシアにおける汚職の状況

2

- 大規模且つ組織立っており、インドネシアの文化や社会的慣習に関わっている。
- 2010年度、腐敗認識指数(CPI) : 2.8 (178カ国中110位)
- 2011年度、腐敗認識指数(CPI) : 3.0 (183カ国中100位)
- 2012年度、腐敗認識指数(CPI) : 3.2 (182カ国中118位)
- 2013年度、腐敗認識指数(CPI) : 3.2 (177カ国中114位)



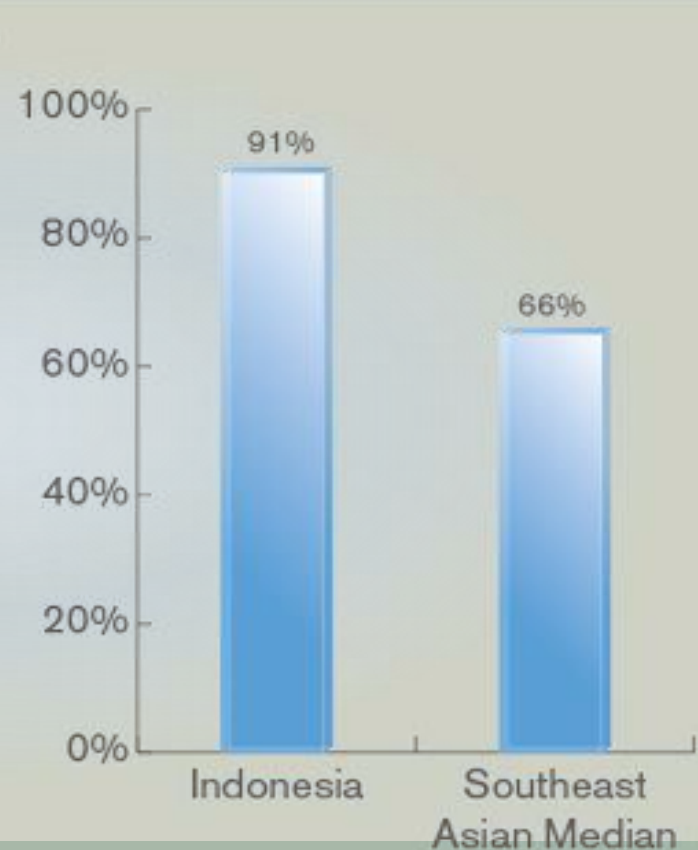
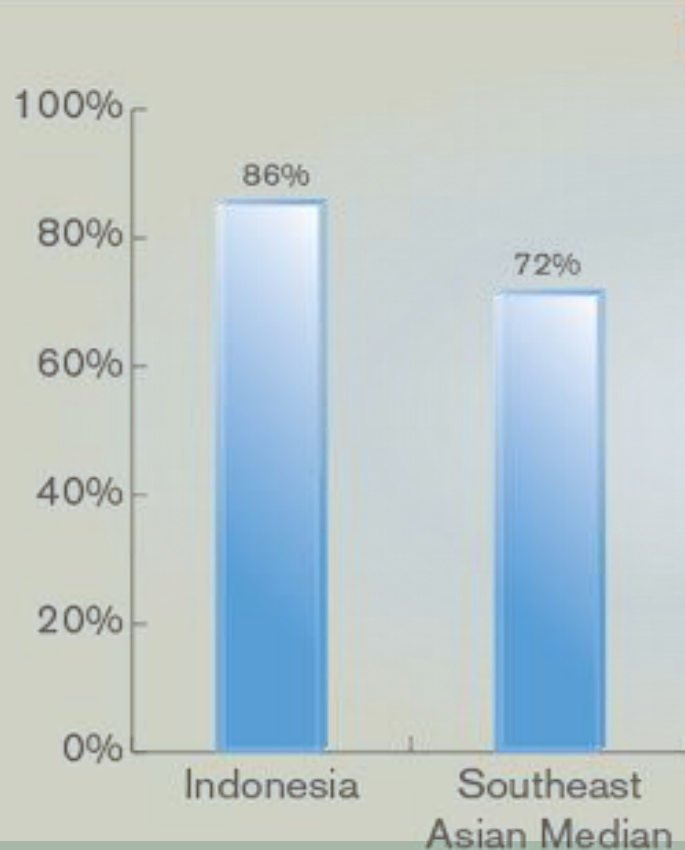
# ギャロップの汚職調査

インドネシア人は他の東南アジア諸国よりも汚職が広く蔓延っていることを認識している傾向にある

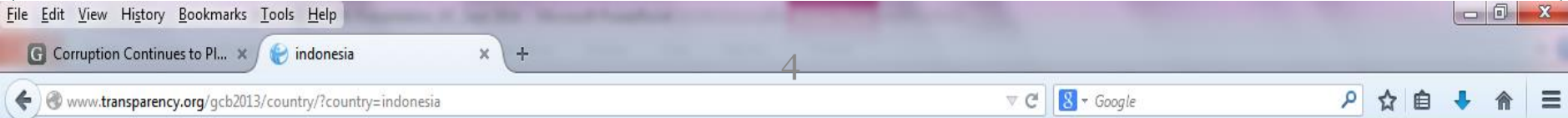
Is corruption widespread within businesses located in Indonesia, or not?

Is corruption widespread throughout the government in Indonesia, or not?

汚職がインドネシアでのビジネスにおいて蔓延しているか？ 汚職がインドネシアの政府内で蔓延しているか？

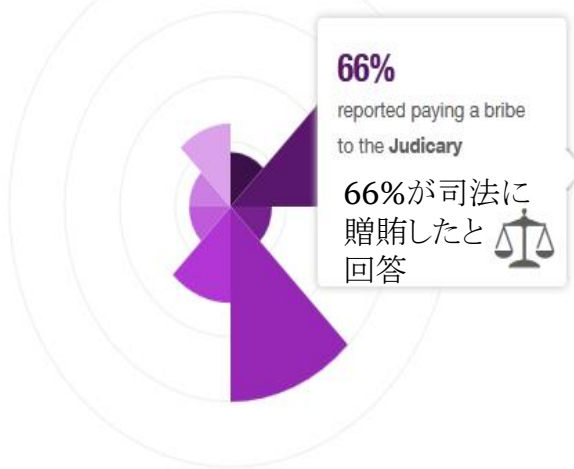


# トランスペアレンシー・インターナショナル(TI)の 世界腐敗バロメーター



**6** HAVE YOU OR ANYONE IN YOUR HOUSEHOLD PAID A BRIBE TO ONE OF THESE EIGHT SERVICES IN THE LAST 12 MONTHS?\*

過去12ヶ月に本人または家族が以下の8つの公共サービスに対し贈賄したことがあるか？



**7** TO WHAT EXTENT DO YOU AGREE THAT ORDINARY PEOPLE CAN MAKE A DIFFERENCE IN THE FIGHT AGAINST CORRUPTION?

どの程度、一般人が汚職撲滅に対し力を発揮できると思うか？



70%が  
**YES!**  
私たちが変化を起こせると回答

\*Note: results shown for those who came into contact with a service (note added: 18/07/2013)

SHARE THE POSITIVE?

SHARE THE NEGATIVE?



# 世界腐敗バロメーターの内容

5

質問: 過去12ヶ月に本人または家族が以下の公共サービスに対し贈賄したことがあるか?

- 75%: 警察
- 66%: 司法機関 (裁判所、裁判官)
- 37%: 許可登録機関
- 32%: 防衛庁
- 21%: 教育機関
- 6%: 税務機関
- 4%: エネルギー需要に従事する機関 (電力、水道、通信)

# インドネシアの状況

6

- 貧困率

2012年3月:2,913万人(11.96%)→2013年3月:2,807万人(11.37%)

→2013年9月:48万人増加し、2,855万人に。

- 失業率

2012年8月:724万人(6.14%)→2013年2月:717万人(5.9%)

2013年8月:739万人(6.25%)

- 対外債務

2013年10月:2,276.89兆ルピア(借入金:658.37兆ルピア、  
国債:1,618.53兆ルピア)

- 自然破壊

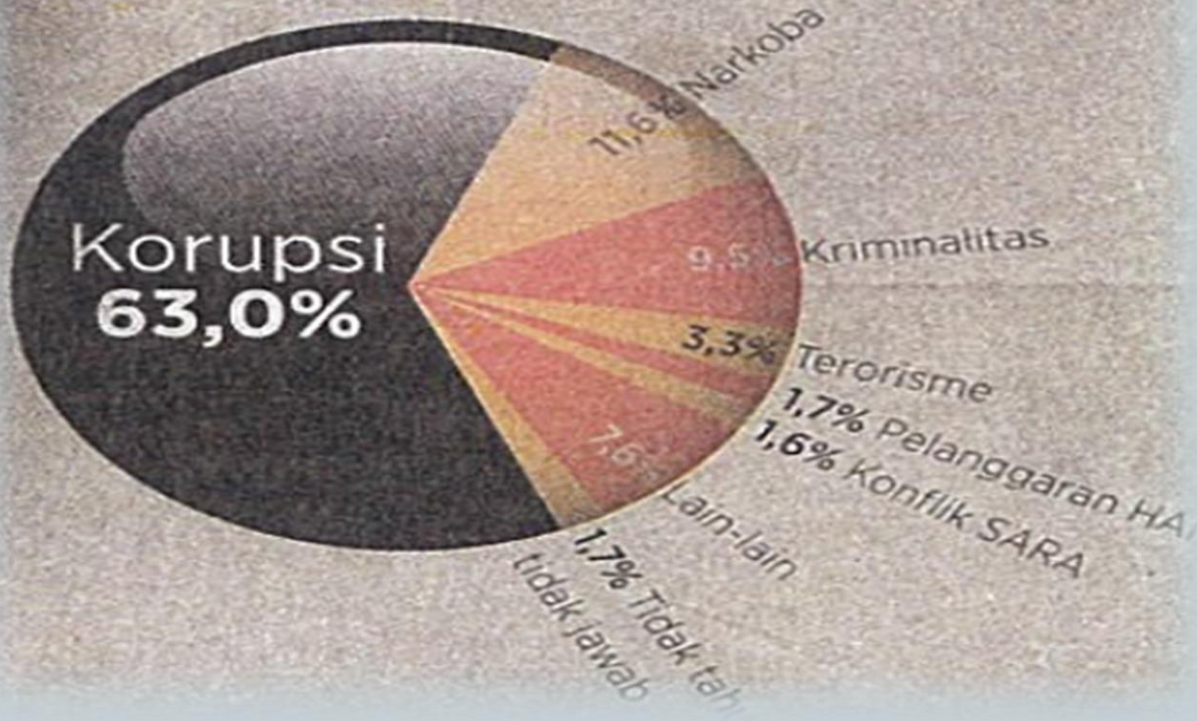
インドネシアでは毎年平均して約47,600ヘクタールの森林が違法伐採により破壊されている(世界資源研究所によるリサーチ)。2000年から2012年の間に600万ヘクタールの森林が減少/破壊(イギリス国土の約1/2)。



# インドネシアの状況

7

Persoalan paling mendesak yang harus diatasi penegak hukum saat ini



法執行官による解決が必要な現在最も緊急の課題は何か？  
汚職:63%

引用：  
2013年9月9日付  
コンパス紙  
”法執行の紆余曲折”

# 汚職の定義

8

- 汚職(ラテン語: *corruptio/corrumperere*) = 腐敗、壊れた、揺らぐ、ねじ曲げる、贈賄、不正、不道德
- 汚職は、職権を自由に遂行できる者による独占的な支配がある、または過大な権限があり、明確な責任がない場合に起こりうる(ロバート・クリットガード)

$$C = D + M - A$$

$$\text{Corruption} = \text{Discretionary} + \text{Monopoly} - \text{Accountability}$$

$$\text{汚職} = \text{一任} + \text{独占} - \text{責任}$$

- 汚職は、個人や他の関係者の利益のために、政治家、公務員など公職にある者が、信任を得ている職権や社会的地位を乱用し法に違反する不正行為である(トランスペアレンシー・インターナショナル)



# KPKの権限 2002年法律第30号第6条

9



# 逮捕統計

10

**データ：2004年から2014年6月**

- 国会議員：74人、判事：10人、検事：2人
- 大臣または大臣レベル：17人
- 州知事：10人、市長／県知事：40人
- 委員：7人（選挙管理委員会、事業競争監視委員会、憲法裁判所を含む）
- 大使：4人、総領事：4人
- 中央銀行総裁：1人、副総裁：4人
- 政府高官：115人
- 民間及び国営企業の役人／職員：100人

# 汚職の種類

11

国家損失

贈賄

贈答

不正行為

強要

調達

(利益対立、  
マークアップ)

横領

# 贈答

12

## 2001年法律第20号第12B条:

- 1) 公務員または公務に従事する者への贈答は、当該者の役職に関連し、また当該者の義務職務に反する場合に贈賄とみなし、次の通り規定する。
  - a. 贈与の金額が1000万ルピア以上で、贈与を受けた者が、当該贈与は賄賂でないことを挙証する場合
  - b. 贈与の金額が1000万ルピア以下で、検察官が、当該贈与は賄賂であると挙証する場合

# 贈答

13

**2001年法律第20号第12B条：**

- 2) 第(1)文で述べる公務員または公務に従事する者などに対する刑罰は、終身刑、または4年以上20年以下の禁固刑に処され、かつ2億ルピア以上、最大で10億ルピア以下の罰金が課される。

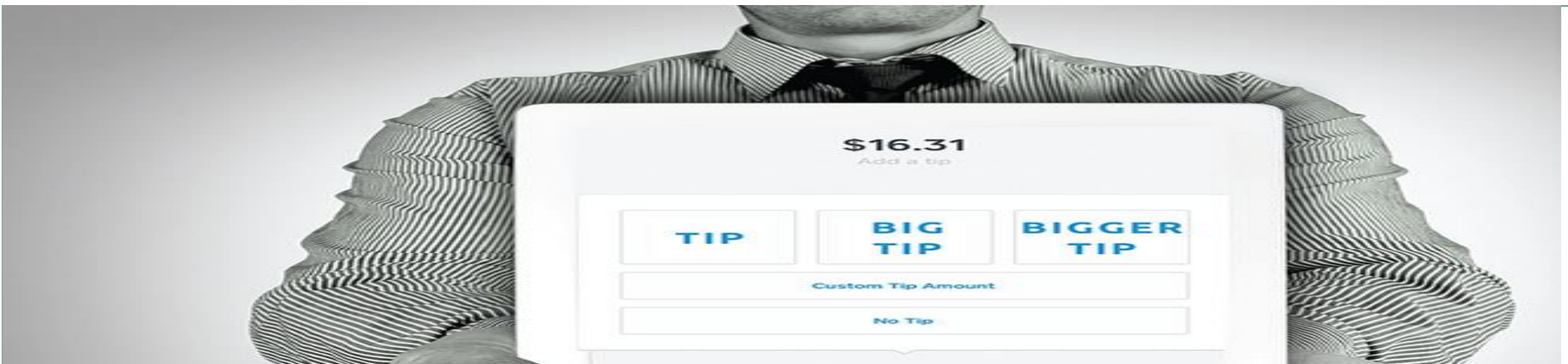
# 贈答

14

## 2001年法律第20号第12C条:

- 1) 第12B条第(1)項で述べる規定は、贈与を受けた者がKPKに報告した場合には適用しない。
- 2) 第(1)項で述べる報告は、贈与を受けた者に対し、贈答品の受け取り後、最長30営業日以内に報告することを義務づける。
- 3) KPKは、報告受理後最長30営業日以内に、贈答が、贈与を受けた者または国の何れの所有物となるかを決定することが義務づけられる。
- 4) 第(2)項で述べる報告の実施方法、及び第(3)項で述べる贈答のステータス決定については、汚職犯罪行為撲滅法において規定する。





贈答とは..

## 様々な贈答品

現金、物品、割引サービス、手数料、無利子の融資、  
旅行のチケット、ツアー旅行、無償医療、  
その他無償の便宜

# 円滑化のための支払いの定義\*\* (Facilitation Payments)

16

「支払いをする者の利益のために、公務員が特定の行為を行うよう、または手続きの円滑化のためにインセンティブとして公務員に現金を提供する行為」  
(Investopedia)

「特定の事務手続きの迅速化のために、両者間の事前合意のもと、公務員に便宜を図るよう現金を提供する行為」(OECD)

**\*\*KPK訳**

# 円滑化のための支払いの定義\*\* (Facilitation Payments)

17

「契約書や予算にて規定済みの一般行政サービス(法令／方針／契約などで規定されているサービス)の迅速化を目的に外国の公務員、政党または特定の職員／関係者に対して金銭を提供する行為。この金銭提供行為は非裁量的な行政サービスに対するもので、サービスの迅速化のみを目的とする」(FCPA)

\*\*KPK訳

**上記の翻訳からも、  
「円滑化のための支払い」は賄賂といえる**



# 贈答の例



# 贈答の種類

19

便宜

公務員の機嫌を取り、今後の便宜を  
図ってもらえるよう期待する

謝礼

公務員のサービスに対する感謝の意

**贈賄**とみなされるため、民間はこれらの贈答を回避しなければならない



# 法律の要素

20



1999年法律第31号  
及び2001年法律第20  
号第12B、C条



公務員または公務に従事する者で、当該公務員の職務義務に関わる事項



贈答の受領



# 2001年法律第20号第12B条第2文の罰則

21

收受者  
(受動)

第(1)文で述べる公務員または公務に従事する者などに対する刑罰は、**終身刑**、または**4年以上20年以下の禁固刑**に処され、かつ**2億ルピア以上、最大で10億ルピア以下の罰金**が課される

# 2001年法律第20号第5条の罰則

22

供与者  
(能動)

- (1) 次の者は、3年以上15年以下の禁固刑に処され、かつ1億5千万ルピア以上、最大で7億5千万ルピア以下の罰金が課される。
- a. 判事に委任されている事件の判決に影響を及ぼすよう、判事に贈答を供与した、又はその約束をした者、または
  - b. 事件の判決を下す裁判において発言に影響を及ぼすよう、法律の規定により弁護士として裁判に出廷する者に対し、贈答を供与した又はその約束をした者

# 2001年法律第20号第6条の罰則

23

供与者  
(能動)

次の者は、3年以上15年以下の禁固刑に処され、かつ1億5千万ルピア以上、最大で7億5千万ルピア以下の罰金が課される。

- a. 判事に委任されている事件の判決に影響を及ぼすよう、判事に贈答を供与した、又はその約束をした者、または
- b. 事件の判決を下す裁判において発言に影響を及ぼすよう、弁護士に対し、贈答を供与した又はその約束をした者

# 1999年法律第31号第13条の罰則

24

供与者  
(能動)

役職や地位における権力又は権限に関連し公務員に贈答を供与又はその約束をした各人、又は、贈答を供与又はその約束をした者により、当該者の役職または地位が贈答と密接に関わっているとみなされる場合、3年以下の禁固及び／又は最大で1億5千万ルピアの罰金が課される。

# 1999年法律第31号第13条 贈賄者に対する刑罰

25



禁固刑3年

&



罰金刑  
1億5000万ルピア







# 挑戦

27

VS

## 円滑化のための支払い

### ビジネス/民間



円滑化のための支払いに関する規定／法律はない

## 贈賄 & 贈答

### 公務員



役職／職務に関連する  
様々な利益を  
收受してはならない

# 市民と民間の役割

28

1. 公務員の監督、監視。
2. 公務員に対する贈収賄を行わないこと。
3. 倫理規定の策定、実施。(社内規定)
4. 透明性や汚職防止を支持するプロジェクトや活動をCSRに掲げること。
5. 汚職犯罪行為の兆候をKPK ( 法執行官 ) へ報告すること。

# KPKへ報告して下さい!

29

強要を受けた場合には**KPK**市民相談へ告発して下さい。

市民相談窓口

Komisi Pemberantasan Korupsi

Jl. HR. Rasuna Said Kav. C-1

Jakarta Selatan 12920

PO Box 575 Jakarta 10120

電話: (021) 2557 8389

Fax: (021) 5289 2454

SMS: 0855 8 575 575, 0811 959 575

E-mail: pengaduan@kpk.go.id.

**KPK 告発システム**

**<http://kws.kpk.go.id>**

# 推奨

30



1. 政府と民間（民間及び外国企業）の協同、協力により良好なガバナンス及び更に効率的で整然としたビジネス風土を促進すること。
2. 民間や実業家による、贈賄や法律に違反するその他の方策をしないというコミット。強要が認められる場合には、民間はKPK（法執行官）へ報告すること。

